

第189回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成29年8月7日(月) 10:00~11:30
県庁10階 特9会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、北澤委員、川添委員、大森委員、
平田委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「(仮称)ドラッグコスモス南原店」に係る新設届出について
- (2) 「(仮称)ドラッグコスモス岡垣吉木店」に係る新設届出について
- (3) 「スーパーセンタートライアル福智店」に係る新設届出について
- (4) 「スーパーセンタートライアル行橋上津熊店」に係る新設届出について
- (5) 「(仮称)古賀商業施設」に係る新設届出について
- (6) 「ケースデンキ久留米店」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「(仮称)ドラッグコスモス南原店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (2) 「(仮称)ドラッグコスモス岡垣吉木店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (3) 「スーパーセンタートライアル福智店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (4) 「スーパーセンタートライアル行橋上津熊店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から出入口や周辺道路の渋滞について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (5) 「(仮称) 古賀商業施設」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音対策、荷さばき車両の動線計画について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (6) 「ケーズデンキ久留米店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

景観計画に基づいて久留米市へ届けられている内容が、今回の届出の内容と齟齬があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。